

愛媛県「次世代自動車充電インフラ整備計画」

愛媛県のビジョンを次ページ以降に公開します。

愛媛県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【愛媛県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→愛媛県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《愛媛県》](#)
- ③「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡 [《愛媛県→申請者》](#)
- ④申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書類に自治体から[付与された管理ナンバーを記載し](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑤申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、愛媛県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

愛媛県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：経済労働部 産業支援局 産業創出課
電話番号：089-912-2483

経済産業省「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」

愛媛県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

愛媛県

平成25年5月策定

平成27年10月改定

1 ビジョン策定の目的等

(1) 目的

低炭素社会構築に向けた大きな流れの中で、電気自動車技術は、生活に身近な自動車、バイク等の電動化を進展させ、社会のあり方や関連産業の構造を変える影響力を持つことが予想されている。

このような中、本ビジョンは、経済産業省「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を活用して、民間事業者等による電気自動車等の普及に必要な充電設備の設置が促進されるよう、県としての考え方を定めたものであり、「“電欠”の不安がない充電インフラ網の構築による交流人口の拡大」を目的とする。

なお、本ビジョンについては、今後の充電設備の設置状況等を踏まえ、見直すことがある。

(2) ビジョンの対象となる地域

愛媛県内全域（西日本高速道路株式会社が別途ビジョンを策定する予定の高速道路を除く。）

(3) ビジョンの対象となる充電設備

以下の公共性の要件を全て満たす急速充電設備または普通充電設備であり、一般社団法人次世代自動車振興センターが承認するもの。

- 充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- 充電設備の利用を、他のサービス（飲食等）の利用または物品の購入を条件としていないこと（ただし、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める駐車料金等の徴収は可とする）。
- 利用者を限定していないこと（会員制等であっても、その場で適正な料金を支払うことで充電設備を利用できる場合は、条件を満たすものとする）。

(4) ビジョンの対象期間

本ビジョンの策定日から「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」が終了する日まで。

2 ビジョンに位置づける充電設備の基本的な考え方

中・長距離の移動途中に継ぎ足しで行う短時間での充電であり、県内市町間の主要走行ルートや観光ルートとなる幹線道路沿いに設置する経路充電及び、移動の目的地での中・長時間の駐車（滞在）中に行う充電であり、不特定多数者が利用する集客施設等に設置する目的地充電に区分。

(1) 経路充電

○道の駅（28箇所）、自治体庁舎近隣地（70箇所：旧市町村単位）、高速道路のインターチェンジ付近（25箇所）、空港やフェリー停泊港（9箇所）のほか、国道及び主要地方道（72路線）の沿線（起点から終点までの間に、一定の距離ごと（国道：20kmあたり1箇所、主要地方道：30kmあたり1箇所）に設置（108箇所）。 計240箇所

○設置想定施設

道の駅、空港、港湾施設、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、自動車メーカー販売店、家電等量販店、金融機関、ファミリーレストラン等飲食店 等

○国道及び主要地方道沿線とは、道路に面した敷地への設置が原則となるが、長区間にわたり設置適地がないと認められる場合は、それ以外の場所を沿線として取り扱う。

【経路充電の対象となる路線と設置箇所数】

国道：18路線 主要地方道：54路線 計：108箇所

路線名	箇所数	路線名	箇所数	路線名	箇所数	路線名	箇所数
国道11号	6	松山伊予線	5	宇和島下波津島線	3	川之江大豊線	2
国道33号	3	松山空港線		広見三間宇和島線		大野原川之江線	
国道56号	9	松山港線		宿毛津島線		宇和三間線	
国道192号	1	松山港内宮線		八幡浜宇和線	宇和三瓶線	2	
国道194号	1	伊予松山港線		八幡浜港線	宇和明浜線		
国道196号	5	松山東部環状線	八幡浜三瓶線	宇和野村線	4	野村城川線	2
国道378号	6	松山北条線	新居浜別子山線	野村柳谷線			
国道379号	3	北条玉川線	新居浜角野線	城川橋原線		2	
国道380号	2	中島環状線	1	壬生川新居浜野田線	大平砥部線		2
国道381号	1	今治港線	2	壬生川丹原線	2	久万中山線	
国道437号	1	今治波方港線		西条久万線		串内子線	4
国道197号	6	大西波止浜港線	1	大洲長浜線	内子河辺野村線		
国道317号	6	大三島環状線		大洲野村線	小田河辺大洲線		
国道319号	3	大三島上浦線		長浜中村線	小田柳谷線		
国道320号	2	大島環状線	1	長浜保内線	西土佐松野線	1	
国道440号	2	伯方島環状線	1	肱川公園線	1	宿毛城辺線	2
国道441号	3	宇和島城辺線	2	伊予川内線		城辺高茂岬線	
国道494号	3	宇和島停車場線		高知伊予三島線	1		

※路線図については県ホームページ参照

(2) 目的地充電

○不特定多数者が利用する集客施設等に設置。 計418箇所

○設置想定施設

ショッピングセンター等の商業施設、主要観光・レジャー施設、病院・福祉施設、旅館・ホテル、時間貸し駐車場、公共施設 等

(3) 設置箇所数

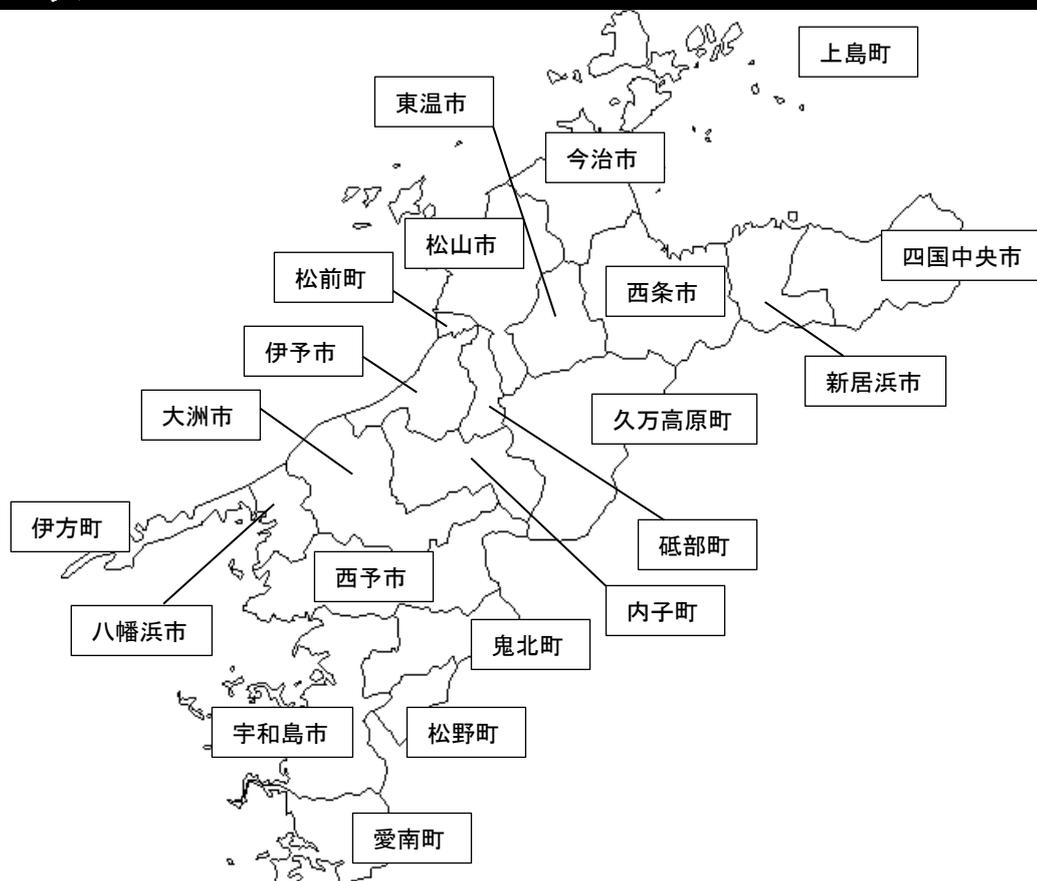
1つの申請を以って1設置箇所とする。1設置箇所には、急速充電設備、普通充電設備の種別を問わず、複数の充電設備設置も可とする。

(4) 市町別設置箇所数(ビジョンリスト)

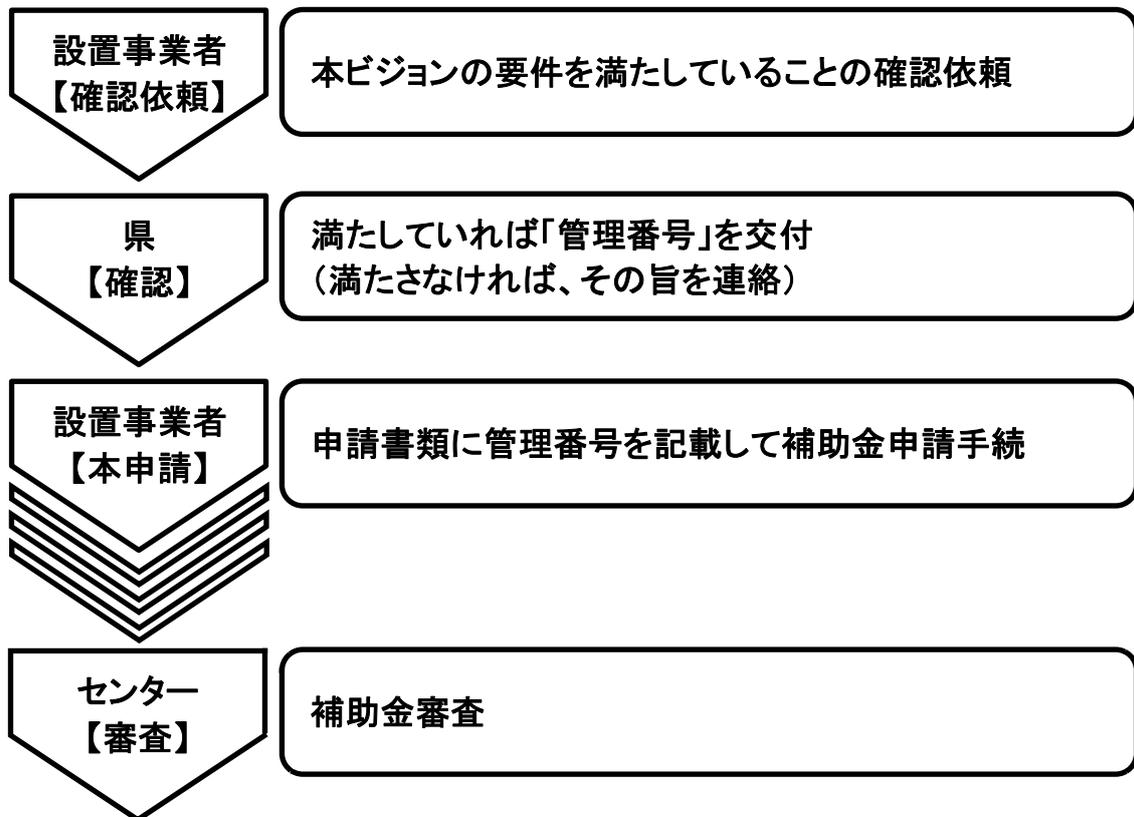
経路充電及び目的地充電による市町別設置箇所数は、次のとおり。

	市町名	経路充電	目的地充電	計
①	松山市	18	139	157
②	今治市	35	40	75
③	宇和島市	18	26	44
④	八幡浜市	7	10	17
⑤	新居浜市	9	39	48
⑥	西条市	17	38	55
⑦	大洲市	17	19	36
⑧	伊予市	10	10	20
⑨	四国中央市	15	24	39
⑩	西予市	19	14	33
⑪	東温市	6	13	19
⑫	上島町	4	3	7
⑬	久万高原町	14	8	22
⑭	松前町	3	7	10
⑮	砥部町	6	6	12
⑯	内子町	12	5	17
⑰	伊方町	8	4	12
⑱	松野町	4	2	6
⑲	鬼北町	8	3	11
⑳	愛南町	10	8	18
	計	240	418	658

ビジョンマップ



(参考) ビジョンの要件を満たしていることの確認フロー



(注意)

1. 補助金の申請にあつては、本ビジョンに定める要件のほか、「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程」に定める要件も満たす必要がある。
2. 県が実施する、本ビジョンの要件を満たしていることの確認は、補助金の交付を決定するものではない。
3. 同時期に多数の申請があつた場合等の、本ビジョンの要件を満たしていることの確認は、以下の設置箇所に係るものを優先して行う。
 - ・ 24時間利用可能施設への設置
 - ・ 未整備地域への設置
 - ・ 高速道路のインターチェンジ付近への設置